

Progress ~ 進歩

一期一会

24年2月号
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第57号
発行担当者：吉原 美保子
(広告)

2月 如月 今年は閏年リンピックイヤーです

暦の上ではもう春というのですが、まだまだ寒さ厳しい日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
受験シーズンも真っ只中ですし、年度末も近づき…そして当事務所のお客様は『確定申告』のシーズンがやって来た！
と思われるのではないのでしょうか。今年も2月16日(木)～3月15日(木)はH23年分所得税の確定申告書の受付期間で贈与税は
2月1日(水)～3月15日(木)個人消費税は2月16日(木)～3月31日(水)迄となっています。
申告は早めに済ませて、24年の事業に専念したいものですね。

< 確定申告の税額 >

毎年確定申告をさせて頂いて、お客様からよく受ける質問があります。
『収入と所得って違うの？ 税金はどう計算されているの？ 収入金額が多くなると増えるの？』
ということで、確定申告をするための必要書類であるとか、資料については、皆様に個別にお願いし所得額を計算させて
頂いていますので、今回は税額の出し方についてまとめてみます。

収入金額とは 物品の販売業等 = 売上高・雑収入等 不動産の貸付業 = 家賃・地代等 給与所得者 = 給料・賞与
生命保険契約等に基づき受けた一時金 = 受取金額 等

所得金額とは 「収入金額」 - 「収入から差し引かれる金額」
(収入から差し引かれる金額とは、物品販売業・不動産貸付業などの事業所得では = 必要経費・青色申告特別控除
給与所得 = 給与所得控除額 生命保険契約等に基づき受けた一時金 = 保険料・掛金 等になります。また
総合課税の譲渡所得・一時所得には其々50万円の特別控除と(長期譲渡と一時所得金額) × 0.5などの計算が
あります。)

【税額計算方法】
所得金額から「所得から差し引かれる金額(所得控除)」を引き 課税される**所得金額**を計算します。
(所得から差し引かれる金額とは、雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料等控除・寄付金控除・
扶養控除等の人的控除があります。)

課税される**所得金額**に**税率**を乗じて『**所得税額**』を求めます。・・・最後に
所得税額から「税金から差し引かれる金額(税額控除額)」を差し引いた金額が = **申告納税額** になります。
(税額控除額の主なものは、住宅借入金等特別控除・政党等寄付金控除・電子証明書等特別控除・源泉徴収税額
などがあります。)

所得税率は課税される所得の金額により、一定の金額に対応する税率が決まっていますので、下記の速算表により求めます。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,800万円超	40%	2,796,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
195万円以下	5%	0円

例えば「課税される所得金額」が 万円の場合には、求める税額は次のようになります。
10,000万円では 100,000,000円 × 40% - 2,796,000円 = 37,204,000円
1,800万円では 18,000,000円 × 33% - 1,536,000円 = 4,404,000円
900万円では 9,000,000円 × 23% - 636,000円 = 1,434,000円
695万円では 6,950,000円 × 20% - 427,500円 = 962,500円
330万円では 3,300,000円 × 10% - 97,500円 = 232,500円
195万円では 1,950,000円 × 5% = 97,500円

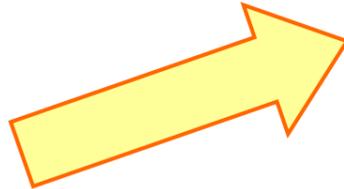
所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算して確定申告により
その税金を納める総合課税が原則です。

上記の税額は総合課税の計算方法についてのものですが、一定の所得については、他の所得金額と合計せず、
分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納める申告分離課税があります。

申告分離課税制度となっている例としては、山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、
株式等の譲渡所得等及び一定の先物取引による雑所得等があります。

また、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、
申告分離課税を選択することができます。

贈与税は、平成23年中に個人から財産の贈与を受けた場合に、贈与を受けた人が負担する税金です。
申告分離課税と贈与税については、それぞれ個別の計算方法と税率がありますので、ご相談下さいませ。

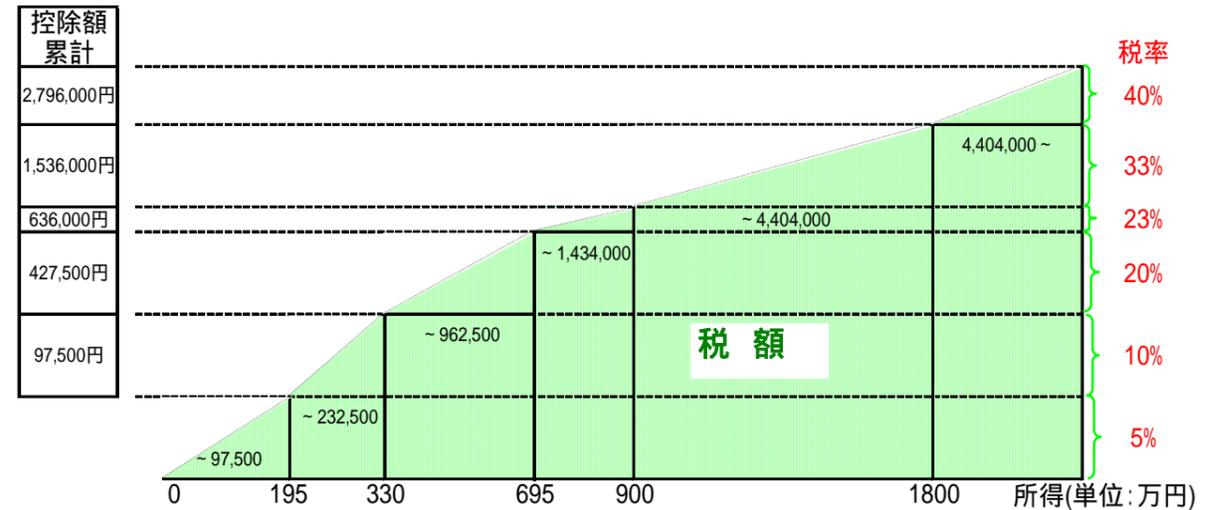


< 経営計画発表会 >

1月18日に我社の経営計画発表会を行いました。
気持ちも新たに、この1年を充実させ実り多い年にしていきますので、どうぞ、宜しくお願い致します。



所得税は累進課税となっておりますので、基準額を超えた部分に応じて順次税率が高くなっていきます。
図にすると、下記の様なイメージです。



< 確定申告のお願い >

いつも確定申告では、大変お世話になっております。
毎年のごですが、3月になると大変混み合いますので、当事務所にご用命くださいます方は、
早めの資料のご用意と、ご連絡を担当者までよろしくお願い致します。

< Vision >

毎月開催中の
経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は**2月9日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、
年に1度、当事務所において頂き、
方針書や経営計画書という形にして頂いています。
どんどんお申し込みください！！

開催日	対象者	申込期限
3月22日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(木)
4月12日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(木)
5月17日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(木)

< 2月スケジュール >

10	金	*源泉所得税(1月分)の納付期限
9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
29	水	*12月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月分の社会保険料の納付期限
		*6月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3月、6月、9月決算法人)

